

令和8年度最適化活動の目標の設定等

都道府県名: 愛知県
 農業委員会名: 豊田市農業委員会

I 農業委員会の状況(令和8年4月1日現在)

1 農業委員会の現在の体制

任命・委嘱年月日 令和 5年 7 月 20 日

任期満了年月日 令和 8年 7 月 19 日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	19	19
認定農業者	—	11
認定農業者に準ずる者	—	0
女性	—	3
40代以下	—	0
中立委員	—	1

	定数	実数	担当区域数
農地利用最適化推進委員	45	45	14

2 農家・農地等の概要

	経営体数
総農家数	5,304
農業経営体数	1,994

※ 直近の「農林業センサス」又は「農業構造動態調査」に基づいて記入

	農業者数(人)
基幹的農業従事者数	2,228
女性	893
40代以下	48

※ 直近の「農林業センサス」又は「農業構造動態調査」に基づいて記入

	経営体数(経営体)
認定農業者	173
基本構想水準到達者	0
認定新規就農者	27
農業参入法人	49
集落営農経営	23
特定農業団体	0
集落営農組織	23

※農業委員会調べ

単位:ha

	田	畑	計			
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	4,660	1,450	—	—	—	6,100

※ 直近の「耕地及び作付面積統計」に基づいて記入

II 最適化活動の目標

1 最適化活動の成果目標

(1) 農地の集積

① 現状及び課題

現状	管内の農地面積(A)		これまでの集積面積(B)		集積率(B)/(A)	
	4,129	ha	1,763	ha	42.7%	%
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・平坦部においては、農業法人や個人農家が利用集積の実績を上げているが、さらに集積を図るよう働きかける必要がある。 ・中山間地においては、担い手不足に加え、鳥獣被害が深刻化し、耕作放棄地の増大に拍車をかけている。そのため、担い手の育成・確保を図り、集落営農組織等への参加推進により利用集積を図る必要がある。 ・農業生産の効率化に向け、人・農地プランの推進活動を通じて、各地域の実情に応じ、人の確保・育成と目指すべき将来の具体的な利用の姿(目標地図)を作成する必要がある。 					

※1 農地面積は、直近の「耕地及び作付面積統計」における耕地面積を記入

※2 「農地の集積」は、経営局長通知の別表1に掲げる者への農地の集積をいう

※3 「集積面積」は、局長通知別表1に掲げる者へ集積された農地の面積をいう(以下同じ。)

② 目標

農地の集積の目標年度	14	年度	集積率	平坦部 88.9 中山間地12.7 全体 60.2	%
今年度の新規集積面積	平坦部 469 中山間地 57 全体 526	ha	農地面積(C)	平坦部 2,582 中山間地 1,547 全体 4,129	ha
今年度末の集積面積(累計)(D)	平坦部 2,096 中山間地 177 全体 2,273	ha	(目標)今年度末の集積率 (E)=(D)/(C)	平坦部 81.2 中山間地 11.5 全体 55.1	%

※ 農地の集積の目標年度及び農地集積率には、設定した目標の根拠とした目標の目標年度及び当該目標年度における農地集積率を記入

(2) 遊休農地の解消

① 現状及び課題

現状	直近の利用状況調査により判明した遊休農地の状況				
	1号遊休農地面積		うち緑区分の遊休農地面積	うち黄区分の遊休農地面積	
	532	ha	386	ha	146
課題	遊休農地判定した農地所有者に対する意向確認後、適切な指導と相談を促進する必要がある。非農地判定を適切に実施する必要がある。				

② 目標

ア 既存遊休農地の解消

a 緑区分の遊休農地の解消

令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積	11	ha
緑区分の遊休農地の解消目標面積	2.7	ha

※緑区分の遊休農地の解消目標は、原則令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積の5分の1の面積を記入
ただし、令和5年度に目標値を上回って解消できた場合は未解消緑区分の遊休農地面積の3分の1の面積を記入

b 黄区分の遊休農地の解消

令和3年度の利用状況調査における黄区分の遊休農地	147	ha
--------------------------	-----	----

黄区分の遊休農地の解消のための工程表の策定方針	黄区分の遊休農地のうち、基盤整備をして解消する必要のある農地を抽出するための協議を行う。
-------------------------	--

イ 新規発生遊休農地の解消

前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消目標面積	107.6	ha
---------------------------	-------	----

(3)新規参入の促進

①現状及び課題

現状	令和5年度新規参入者	令和6年度新規参入者	令和7年度新規参入者
	8 経営体 3.5 ha	3 経営体 2.4 ha	3 経営体 0.9 ha
課題	企業も地域の担い手になり得る存在であることから、新規参入しやすい環境整備・仕組みが必要である。 ・初期投資(農業用機械設備等調達・獣害対策・基盤整備等)への相談支援 ・地域での持続可能な経営体(集落営農組織・法人)設立に向けた指導・相談支援 ・新たな農業経営モデル検討に対する指導・相談支援(農福連携・6次産業化・ブランド化等)		

※ 現状欄は、直近3年度の新規参入した経営体数と当該経営体の経営面積の合計の農地面積を記入

②目標

権利移動面積	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平均
	204 ha	216 ha	181 ha	200.3 ha
新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積			20.03 ha	

※1 過去3年間の権利移動面積は、農地法(昭和27年法律第229号)第3条第1項に基づく許可及び農業経営基盤強化促進法第19条に基づき公告された農用地利用集積計画による権利移動面積(有償所有権移転(所有権に基づいて耕作の事業に供していたものに限る。)及び賃借権の設定並びに利用権の設定に限る。)を記入

※2 目標面積は、過去3年度の権利移動面積の平均の1割以上を記入

2 最適化活動の活動目標

(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標

1人当たりの活動日数	10 日/月	最適化活動を行う農業委員の人数	3 人
		農地利用最適化推進委員の人数	45 人

(2)活動強化月間の設定目標

活動強化月間の設定回数	3 回
-------------	-----

取組時期	取組項目	強化月間の内容
R8.10	②遊休農地の解消	利用状況調査とは別に、地区単位で農地パトロールを行い、新規遊休農地の発生防止として早期発見、早期解消をする。
R8.12	②遊休農地の解消	遊休農地の解消月間として、推進委員等の担当地区ごとに、戸別訪問や電話による意向確認を行い、新規緑判定農地の解消を促す。
R9.2	②遊休農地の解消	利用状況調査結果において再生困難農地と判定された農地について、再度複数の委員で現地調査し、再調査の結果、再生困難農地と判定された農地については非農地判断する。

※1 取組項目欄は、①農地の集積、②遊休農地の解消、③新規参入の促進のいずれかを記入

※2 強化月間の内容欄は、活動強化月間の具体的な取組の内容を記入

(3)新規参入相談会への参加目標

新規参入相談会への参加回数	1 回
---------------	-----

開催時期	R9.1	相談会名	新規就農者向け講習会
参加者数	1名以上	開催場所	未定
相談会の内容	対象者:補助制度(経営開始型・準備型など)を使い、新規就農した者 内容:税務関係、農薬・農作業安全など		
開催時期		相談会名	
参加者数		開催場所	
相談会の内容			

※ 新規参入相談会への参加回数欄は、推進委員等が1名以上参加する相談会の数を記入(参加者数によらず、1名以上が参加する新規参入相談会ごとに1回とする)